要予約

帯状疱疹ワクチン 接種費用の一部を助成します

予約受付締切
令和８年 12 月 25 日（金）

令和７年度から、65 歳以上の方などを対象に帯状疱疹ワクチンの定期接種がはじまっています

＼ 今年度定期接種の予約受付締切間近です ／

帯状疱疹は、水痘帯状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って、痛みを伴う水疱（水ぶくれ）が現れる皮膚の病気です。合併症の一つに、皮膚の症状が治った後にも痛みが残ることがあり、日常生活に支障をきたすこともあります。発症予防、重症化予防が期待できるとされていますので、ワクチンの接種をおすすめします。

令和８年度 定期接種 対象者

① 接種年度内に 65 歳になる方
② 接種年度内に 70・75・80・85・90・95・100 歳になる方
（令和７年度から５年間の経過措置として）
③ 接種日に 60 ～ 64 歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害があり、日常生活がほとんど不可能な方



ワクチンは２種類あります。
どちらのワクチンを接種されるかは、医療機関でご相談ください。
接種費用の助成は、どちらかのワクチンで 生涯に１度限り としま す。

	生ワクチン（阪大微研）	組み換えワクチン（GSK社）
接種回数と間隔	１回	２回（２か月以上の間隔をあける）
接種条件	病気や治療によって、免疫力の低下している方は接種できません	免疫の状態に関わらず接種可能
接種費用	9,300 円	１回につき　22,000 円
助成額	**3,000 円 を助成**	**１回につき 7,000 円 を助成**

■ 接種方法

接種できる医療機関	**島前病院**（☎7－8211）　／　**浦郷診療所**（☎6－1211） ※かかりつけ医がいる方は、かかりつけ医がいる医療機関で接種してください。 町外の医療機関で接種を希望される方は、役場健康福祉課までご連絡ください。
予約受付時間	平日９：00 ～ 17：00（浦郷診療所は休診日も受付を行います）
予約方法	医療機関の窓口で直接申し込むか、またはお電話にてご予約ください。 後日指定のあった日に予防接種をします。
接種期間	令和８年４月１日（水）　～　令和９年３月 31 日（水）まで
持参するもの	マイナ保険証 または 資格確認証

お問い合わせ先：西ノ島町役場 健康福祉課　☎ 08514 - 6 - 0104

ミツバチの飼育には届出が必要です！

提出期限
令和９年１月20日（水）

ミツバチを飼育する方は、養蜂振興法の規定に基づき「蜜蜂飼育届」を提出することが義務付けられています。

■ミツバチの飼育届の提出

ミツバチを飼育している方、または飼育計画のある方は次のとおり届出して下さい。年の途中で新たに飼育される場合も届出が必要となります。なお、花粉交配用に期間限定で飼育される園芸農家の方は届出の必要はありません。

提出内容	毎年１月１日現在の飼育状況及び年間飼育計画
提出書類	蜜蜂飼育届
提出期限	令和９年１月20日（水）までに役場 産業振興課へ提出して下さい。

■飼育にあたっての注意点



- ▶ 巣箱設置にあたり、人家・耕作地等の周囲の状況に配慮ください。
- ▶ 隣家や道路の近くに巣箱を置かないでください。
- ▶ 他人の土地に無断で巣箱を置かないでください。
- ▶ 飼育を始めるための必要な知識・情報収集に努めてください。
- ▶ 蜜源植物の保護や繁殖に努めてください。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 産業振興課（電話：08514 - 6 - 1220）

狩猟期間がはじまります！

1. 狩猟期間

▶JAしまね隠岐どうぜん地区本部が管理する牧野内：12月11日（金）～２月15日（月）まで
▶上記以外の狩猟可能場所：11月15日（日）～２月15日（月）まで

2. 法による銃猟禁止区域等

狩猟が禁止されている場所	▶鳥獣保護区（焼火山南側）　▶公道（私道でない道路全般・赤道も含む） ▶公園法の特別保護地区　▶社寺境内、墓地　など
銃猟が禁止されている場所等 （上記「狩猟が禁止場所」に右記を追加）	▶市街地又は、人家、人の集まる場所 ▶人畜・建物・自動車・船舶等に弾丸が到達するおそれのある方向での発砲
銃猟の時間規制	▶日没後から日の出前までの銃猟は禁止（日没後から日の出前までの時刻は、実際に日光の明暗ではなく、暦による日没･日の出の時刻となります。）

3. 土地所有者の承諾

垣・柵等で囲まれた土地、作物のある土地で狩猟をする場合は、土地所有者（占有者）の承諾を得ることが必要です。

＼ ハンターのみなさまへ ／

冬季は、山林や畑で仕事をしている方がいますので、ハンターの皆様は、くれぐれも事故のないよう安全確認を徹底してください。また、法令やマナーを遵守してください。



＼ 住民のみなさまへ ／

ハイキングや畑仕事等で入山される場合には目立つ色の服を着用し、携帯ラジオをかけるなど、自分の存在をハンターにアピールしてください。狩猟している場所へ遊びで近づかないよう、お願いします。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 産業振興課（電話：08514 - 6 - 1220）